平成１８年（排）第２号

排　除　命　令　書

千葉県木更津市朝日三丁目２番２９号
株式会社川島コーポレーション
同代表者　代表取締役　川　島　輝　雄

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社川島コーポレーションは，同社が営む「サニーライフ幕張」と称する有料老人ホームの入居者募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，次の事項を速やかに公示するとともに，同有料老人ホームの入居者に通知しなければならない。この公示及び通知の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

(1) 株式会社川島コーポレーションは，遅くとも平成１６年１０月ころ以降入居希望者に配布したパンフレットにおいて，「サニーライフ幕張」と称する有料老人ホームの建物外観の写真を掲載しているところ，株式会社川島コーポレーションが同有料老人ホームの土地及び建物を所有していないにもかかわらず，同パンフレットにそのことを明りょうに記載していない表示は，有料老人ホームの土地及び建物の権利形態について一般消費者に誤認されるおそれがある表示である旨

(2) 前記パンフレットにおいて，「サニーライフ幕張」と称する有料老人ホームの施設内で提供する介護サービスは，同有料老人ホームが自ら提供するものでないにもかかわらず，そのことを明りょうに記載していない表示は，介護サービスの提供主体について一般消費者に誤認されるおそれがある表示である旨

2　株式会社川島コーポレーションは，今後，有料老人ホームの入居者募集に関し，前項（１）又は（２）の表示と同様の表示を行うことにより，有料老人ホームの土地及び建物についての権利形態又は介護サービスの提供主体について一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

3　株式会社川島コーポレーションは，第１項に基づいて行った公示及び通知について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社川島コーポレーション（以下「川島コーポレーション」という。）は，肩書地に本店を置き，千葉市において「サニーライフ幕張」と称する有料老人ホーム（以下「サニーライフ幕張」という。）を営む事業者である。

2　川島コーポレーションは，サニーライフ幕張の入居者の募集に関し，サニーライフ幕張の施設の概要，入居の条件，入居費用，介護サービスの内容及び費用，介護にかかわる職員体制等を，川島コーポレーションが作成するパンフレット，有料老人ホーム重要事項説明書等に記載して，入居希望者に配布している。

3　川島コーポレーションは，遅くとも平成１６年１０月ころ以降，入居希望者に配布したパンフレットにおいて，その表面の半面にわたってサニーライフ幕張の建物外観の写真を大きく掲載しているところ，サニーライフ幕張の土地及び建物は川島コーポレーションが所有していないにもかかわらず，そのことを明りょうに記載していない。

4　川島コーポレーションは，サニーライフ幕張における介護サービスについて，前記パンフレットにおいて,その表面に「できるだけ近いところの介護施設を･･･」,「介護施設の充実はもちろん、携わる介護スタッフのスキルアップを常に図り、介護に対する最新のカタチとノウハウを追求しています。」と記載するとともに，裏面に「不安のない介護体制と信頼の協力病院」と記載しているところ，サニーライフ幕張は，介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定された特定施設入所者生活介護の指定を受けておらず，介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けた入居者に対する介護サービスは，川島コーポレーションとは別の事業者が提供しているものであり，川島コーポレーションは，自ら介護サービスを提供するものでないにもかかわらず，そのことを明りょうに記載していない。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，川島コーポレーションは，サニーライフ幕張の土地及び建物について有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成１６年公正取引委員会告示第３号）第１項に該当する表示及びサニーライフ幕張の介護サービスについて同第８項に該当する表示をしているものであって，これらの行為は，それぞれ景品表示法第４条第１項第３号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年３月１３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生